

広島県告示第七百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和三年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十九年広島県告示第六百十三号	
所在地		広島県広島市安佐北区落合南町地内	
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	区域の名称
諸木川支川（二二三九隣）	諸木川支川（二二三九隣）	土石流	土石流
諸木川支川（二二四〇）	諸木川支川（二二四〇）	土石流	土石流
土石流	土石流	の自然現象類	の自然現象類
土石流	土石流	の自然現象類	の自然現象類